

## 第2回奄美群島森林生態系保護地域保全管理委員会等が出された主な意見の保全管理計画書骨子への整理

項目	主な意見	ポイント	保全管理計画骨子	
■適切な管理の推進	希少種・固有種の保護	○保全管理を進めて行く上での固有の生態系をどう守っていくのかを書き込むことが必要となる。それがすべての管理に優先されるし、利活用の際にも重要視される部分となる。 ○希少植物の盗掘対策を関係機関が連携し、強化する必要がある。 ○人為的な攪乱を提供しないと守れない種も存在するため、試験的に攪乱を起こす取組も必要ではないか。 ○希少種について、RDBのランク付けの不足を補うべき。	●生態系保全についての基本的な考え方 ●盗掘対策 ●人為的攪乱の必要性 ●希少種に関する情報の記載	第1 対象地の概要 2 自然環境 (3)生態系 第2 保全管理に関する基本的事項 第3 保全管理に関する具体的事項 1 管理・利用に関する各島共通の方針と重点事項 第4 保全管理に関する個別課題 1 管理に関する事項 (1)希少種・固有種等の保護
	外来種対策	○古い時代に持ち込まれた外来種もすべて駆除を考えるのか。それよりもやっかいなのは、法面に吹き付けられた外来種、牧草として持ち込まれたものを対象にすべきと考える。 ○アフリカハウセンカ、ゲットウ、ホウライチク、センネンボクは保護林の外や人家・耕作地近くまである。それを完全に除去するのか、それとも遷移に任せるのか方向性を明らかにする必要がある。 ○外来種については自然への影響を評価しながら対応していくことが大事 ○保護林の周辺部から保護林内に入ってくる外来種についても対応を検討する必要がある。	●対象とする外来種についての考え方 ●外来種の生態系への影響についての評価 ●民有林と連携した外来種対策	第4 保全管理に関する個別課題 1 管理に関する事項 (2)外来種対策
	人工林の取り扱い	○科学的知見を踏まえ、復元のポテンシャルのあるところでは、積極的に天然林に復元していくための取り組みも必要。 ○人工林から自然植生へ復元の取り組みについては、保存地区と保全利用地区で区分して考えるのか。 ○照葉樹林の復元にあたっては、基本的に人工的な播種や植樹によらない方法とすべき。(ただし、復元が困難な場合はモニタリング等を行い、その結果に基づき対策等を検討する必要がある。)	●科学的知見を踏まえた復元手法の検討 ●自然植生への復元への考え方	第4 保全管理に関する個別課題 1 管理に関する事項 (3)スギ人工林の取扱
	病害虫(マツ枯れ)対策	○大量に景観を落としてしまうような現象はたくさんある。そういうところを常々モニタリングするということも大事な管理の柱となる。	●病害虫(マツ枯れ)に対するモニタリング	第4 保全管理に関する個別課題 1 管理に関する事項 (4)病害虫(マツ枯れ)対策
■適正な利用の推進	適正利用の推進 ○新たな山道を国有林内に作ることを誰かが計画した場合、許可がでる可能性があるのか。 ○希少な植物が分布している箇所はそこを避ける配慮をするなどコース変更を含めて対応する取組が必要。 ○一極集中を避ける対応策を検討していく必要がある。 ○ガイドの登録や認定制度の構築は、出来るだけ早い時期から検討を始め、国内で先進地になるよう取り組むことが重要。 ○小笠原では東京都が保全利用促進地域を設けガイドのルールを作っている。世界遺産登録の前に利用のルールを提案する必要がある。 ○森林生態系保護地域の利用講習をエコツアーガイドの方たちにぜひ実行してもらいたい。 ○ガイドの案内なしでは入れない箇所、入りやすく入口の部分だけ見れば満足いただけるような場所の2つの側面を考えるべき。 ○森林利用について、公益上の理由により認められる行為について、(木材収穫目的の伐採等)拡大解釈されないようにすべき。	●利用できるルートの考え方 ●一極集中への対応 ●ガイド登録・認定制度 ●利用のルールの構築 ●利用講習の実施 ●公益上認められる行為の考え方	第2 保全管理に関する基本的事項 第4 保全管理に関する個別課題 2 利用に関する事項 (1)歩道・林道利用 第5 推進体制等 4 関係機関及びボランティア活動等との連携	
■適確な現状把握	モニタリング調査 ○モニタリング調査関連の資料については、関係機関等(林野庁、環境省、県、研究者等)の情報を集約し、利用者が利用しやすい仕組みを構築することが必要。 ○モニタリング調査の計画と結果は有識者を交えて、科学的な知見で対応していくことが必要。 ○モニタリング調査にあたっては、(林内)気象の状況についても項目に追加すべき。 ○湯湾岳に特徴的に存在する雲霧林について、雲霧に依存した種もいることから、モニタリング調査の対象に雲霧の変化について記載してみてもどうか。	●モニタリング調査資料等の情報の共有化、一般の方への提供 ●地域の特徴を踏まえた調査	第5 推進体制等 2 モニタリング調査・巡視等	
■利用者への情報の提供	普及啓発 ○希少種・固有種対策には住民の方への教育が不可欠であるが、学校教育等の中で希少種をどう扱っていけばいいのかについても少し記述してもよいと思う。	●学校教育等での普及啓発	第5 推進体制等 3 情報提供・普及啓発	
■その他	その他 ○歴史・文化的なこれまでの伝統的な利用について記載すべき。 ○民有林と連携し面積を確保しながら、より高質の森林生態系保護地域にしていくことが当初からの狙い。 ○対象地の概要の部分で、当該地域は自然に大きなインパクトを与えている台風の常襲地帯である説明や湯湾岳に発達する雲霧林の重要性に関する記載が必要。 ○奄美群島の植物相は、暖温帯と熱帯の推移帯由来の特徴と、地史由来の特徴の観点を明記するべき。 ○生物相について、特徴的な着生植物や地生ラン、菌従属栄養植物などの希少種についても記載するとともに、種数や固有種数、絶滅危惧種の数についても記載があると良い。 ○リュウキュウマツの現況について、まとまった面積で存在するリュウキュウマツがかつて植林されたものであるということや、近年のマツ枯れ現象についての記載があってもよい。 ○土地利用について、森林生態系保護地域に隣接する場所の状況について記載すると良い。 ○対象地の社会情勢について、森林との関わりからの観点から、パルプ生産や観光について経緯も含めて記載すると良い。 ○孤立化した小面積の保存地区(例えば神屋や金作原)では、バッファ機能強化のため民有林への協力依頼の必要性があるのではないか。また、周辺市町村や土地所有者、周辺住民との連携についても記載してみてもどうか。 ○保全管理を具体的に実施していくにあたって、実施工程のロードマップ(短期・中期・長期)の記載はできないか。	●伝統的利用について記述 ●民有林との連続性の確保 ●森林生態系の現況や歴史についての正確な記載 ●社会情勢や土地利用に係る現況や過去の経緯についての正確な記載 ●ロードマップの提示	第1 対象地の概要 2 自然環境 (1)気候 (3)生態系 3 社会情勢 4 歴史的背景 第6 その他  別紙 ロードマップ(イメージ)	

※ 黒字:第2回保全管理委員会が出された主な意見

緑字:事前に行った、保全管理計画(素案)に対する意見照会が出された主な意見